

広島県告示第百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二子地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		市・区	
田尻町		町	
		大字	
高野池 下	宮原	六郎	高野奥
路敷 一三四番一地先道	路敷 一三四番二地先道	一六一番	四三番
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱二号及び三号
		一六二番三	七二七五番
			標柱四号及び五号
			標柱一号
			標柱番号

次に掲げる土地に存する標柱十号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		市・区	
田尻町		町	
		大字	
二子	高野奥	二子	字
一九八番一	四〇番	七六一四番	一九七番一
標柱一三号	標柱一二号	標柱一一号	標柱一〇号及び一四号
			標柱番号

次に掲げる土地に存する標柱十五号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		市・区	
田尻町		町	
		大字	
二子	高野奥	二子	字
路敷 七六一七番地先道	敷 三五番一 地先道路	三六番一	地 番
標柱一八号	標柱一七号	標柱一六号	標柱番号
		標柱一五号及び一九号	